

2019年12月19日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

消費者庁所管の「内部通報制度認証」に登録

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 添田 毅司、東京都千代田区)は、消費者庁が2018年度に開始した内部通報制度認証における自己適合宣言登録制度に登録されました。

当社のこの取組みは、「お客さま本位の業務運営に関する方針」に基づいたものであり、内部通報制度の実効性を向上させ、会社として自浄作用を促進しコンプライアンス態勢を強化することを目的としております。ジブラルタ生命は、これからもお客さまにより安心していただくための取組みを行ってまいります。

■「内部通報制度」認証について

内部通報制度認証(WCMS[※] 認証)は、内部通報制度を整備・運用している事業者を評価するために、消費者庁が導入した制度です。

自己適合宣言登録制度は、事業者自らが内部通報制度を評価し、認定基準に適合している場合、指定登録機関に申請し審査された結果を登録し、所定の WCMS マークの使用を許諾されます。

※WCMSは Whistleblowing Compliance Management System の略



■当社の内部通報制度に関する主な取組み

◇ 内部通報受付体制

通報内容に係わらず内部通報者・相談者が利用しやすい体制とするため、社内通報窓口および社外通報窓口を設定しています。

◇ 内部通報制度の周知

「内部通報制度に関する規程」や「コンプライアンス・マニュアル」などの社内規程に内部通報制度を明文化するとともに、社内イントラネットへの掲示やコンプライアンス研修、全社員が取り組む E-ラーニング等を通じ、内部通報制度の重要性や内部通報者の保護等を周知しています。

◇ 内部通報制度の受付実績

2018年度の内部通報件数は310件、相談件数は130件となりました。